

## 《 商品説明書 》

2019年7月1日現在

商品名(愛称)	・定額複利定期預金
ご利用いただける方	・個人のお客様
期 間	・定型方式 5年 ※自動継続(元利継続または元金継続)のお取扱いができます。
お預け入れについて (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	・一括してお預け入れいただきます。 ・1,000円以上1,000万円未満 ・1円単位
払い戻し方法	・ご預金の全部または一部お支払いについては、預入日から6カ月経過後の応答日以降に、お客様の請求によりお支払いいたします。一部お支払金額は1万円以上となります。
利 息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法 (3) 計算方法	・お預け入れ時、または自動継続時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用いたします。 ・お預け入れ後6カ月経過後の応答日以後、お客様のお支払い請求時にお預かり期間に応じてお支払いいたします。 ・付利単位を1円として、1年を365日とする日割り計算を行います。 ・解約日(または、一部支払い時)にお預け入れ日から解約日の前日までの日数およびお預け入れ期間に応じた利率によって6カ月複利の方法で計算いたします。 ・当初お預け入れ金額が300万円以上の場合は、一部支払い等でお預け入れ金額が300万円未満となった時点で、それ以降のお支払いについてはお支払いの都度、分ちり計算をいたします。 ・お預け入れ日の6カ月後の応答日前にお支払いする場合は、お支払い日における普通預金利率にて計算いたします。
税 金	・20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ・法令によるマル優制度をご利用できるお客様は非課税とすることができます ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に受け取る利息には「復興特別所得税」が上乘せされ、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手数料	—
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保定期とすることができます。 貸越限度額 総合口座の他定期預金と合算した金額の90%以内で最高500万円まで 貸越利率 担保定期預金の約定利率+0.5%
期日前解約時のお取扱い	・お預け入れ日の6カ月後の応答日前にお支払いする場合は、お支払い日における普通預金利率にて計算いたします。 ・お預け入れ後6カ月経過後の応答日以後は、お支払い請求日までの期間について、そのお預け入れ期間に応じた約定利率にて利息を計算いたします。
金利情報の入手方法	・店頭備付けの金利表示またはインターネット上のホームページをご覧ください。または店頭にお問合せください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または地域創生室(9時~17時、電話:0120-114-156)にお申し出ください。 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米法律相談センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の相談センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記地域創生室にお申し出ください。 なお、各相談センターに直接申し立てていただくことも可能です。
その他参考となる事項	・お預け入れ後、6カ月を経過後は、事前に全額または一部お支払いのお申し出がなくてもお払いが自由にできます。 ・期日後利息 満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・この預金は預金保険の対象商品となっています。同制度による保護対象預金と合算して、1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。